

厚岸町規則第9号

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

厚岸町長 若 狭 靖

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成22年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第5の医療職給料表中「8」を「3」に、「9.5」を「4.5」に、「10.5」を「5.5」に、「11.5」を「6.5」に、「14」を「9」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。